

# お客様各位

## 令和元年台風第15号にかかる災害に対する金融上の措置について

この度の台風第15号により被害を受けられました皆様に心よりお見舞い申し上げます。当組合では、今回の被害により災害救助法が適用された大島町の被災者に対して、下記の通りお取扱させていただきます。

また、金融に関するその他のご相談、直接被害を受けていないお客様からのご相談も受付けております。

### 記

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者である事を確認して払戻しに応じます。
2. 届出の印鑑のない場合には、拇印等にて応じます。
3. 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じます。  
また、当該預金等を担保とする貸付にも応じます。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができるよう配慮いたします。
5. 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行います。また、電子記録債券の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮いたします。
6. 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応じます。
7. 既存借入の返済条件変更、その他の融資に関するご相談もお受けいたします。
8. 今般の台風第15号により罹災された方を対象に「災害支援融資」をご用意いたしました。  
災害支援融資の詳細につきましては別紙をご参照ください。

以 上

令和元年9月10日

## 台風第15号被災に伴う『災害支援融資』について

七島信用組合

この度の台風第15号により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当組合では、被災された方々に対し「災害支援融資」を実施いたします。

対象者	台風第15号により被災した方（法人・個人）
申込期間	令和元年9月10日～令和2年3月31日
資金使途	①建物の修繕・片づけ費用 ②家電・車等の買い替え資金 ③当面の生活資金・運転資金
融資額	1,000万円以内
期間	最長15年（1年の元金措置期間含む）
利率	・3年以内 年0.8% 固定金利 ・3年超 年1.0% 変動金利
返済方法	・割賦返済 ・一括返済
担保等	※原則不要
保証人等	※原則不要
その他	・当組合の審査によりご要望に添えない場合もあります。 ・ご不明な点につきましては、お気軽にお問い合わせください。

※審査により担保・連帯保証人が必要となる場合があります。

お問い合わせ先

七島信用組合 本部

TEL 04992-2-1661

以上